

表6 所属部門別統括的な役割を担う保健師数【平成28年5月1日時点】

(単位:人)

	総数	本庁	保健所	市町村保健センター	その他
都道府県	249	51 (20.5%)	183 (73.5%)	—	15 (6.0%)
市区町村	993	426 (42.9%)	44 (4.4%)	348 (35.0%)	175 (17.6%)
うち 保健所設置市	60	18 (30.0%)	39 (65.0%)	3 (5.0%)	0 (0.0%)
特別区	8	3 (37.5%)	5 (62.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市町村	925	405 (43.8%)	—	345 (37.3%)	175 (18.9%)
合計	1,242	477 (38.4%)	227 (18.3%)	348 (28.0%)	190 (15.3%)

※1 保健所設置市は、地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市

※2 統括的な役割を担う保健師とは、「保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術及び専門的側面から指導する役割を担う者」を示す。(出典:平成25年4月19日付け健発0419第1号「地域における保健師の保健活動について」)